

議 案 第 70 号

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

高額治療継続者に対する医療費の助成に係る所得制限の適用除外措置を3年
間延長することにより、重度心身障害者の生活の安定に資するため。

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成19年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成24年3月31日まで」を「平成27年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。